

## ピーターリン USPTO 副長官の資格要件適否を巡る訴訟について米紙報道

2007年7月17日  
JETRO NY 澤井、中山

ワシントンポスト紙(電子版)は本日、商務長官の任命により本年4月に就任したピーターリン USPTO 副長官<sup>1</sup>について、同副長官の経歴が副長官ポストの資格要件を満たしていないことを理由に、商務長官に対して同副長官の罷免を求める訴が DC 地区裁判所に提起されていることを報じた。<sup>2</sup>

米特許法第3条(b)(1)は、USPTO長官と同様に、副長官の資格要件として、「特許法又は商標法についての専門職(professional)としての経歴及び経験を有している米国民でなければならない」<sup>3</sup>と規定している。但し、長官とは異なり、副長官(長官代行)任命に際し、上院の同意は不要。同副長官のプロフィールによれば、前職において、前下院議長(J. Dennis Hastert下院議員、共、IL州)の議会スタッフ(Counsel for Legal Policy、National Security Advisor兼務)として、知的財産保護等を含む司法問題を担当していたと紹介されている。<sup>4</sup>

同紙によれば、政治任用ポストに対する専門性を巡る近年の議論は、先のハリケーン「カトリーナ」への当時の米連邦緊急事態管理局(FEMA)長官の対応の遅れなどの文脈で議論されることが多いと紹介。併せて、原告の訴えの背景には、指導者の経験不足がUSPTOのパフォーマンスに悪影響を及ぼすとの思いがあることを伝えている。他方、下院議長スタッフ経験者に対し知財分野の法律に関する経験がないとの主張は、議長スタッフ職としての知財分野での幅広い政策に携わる者を侮辱するものだと下院司法委員会議会スタッフの言を紹介している。なお、同紙によれば、デュダス長官は、下院司法委員会裁判所・知的財産小委員会のカウンセル等を6年間勤めていたと報じている。

また、知的財産専門誌である BNA Patent, Trademark and Copyright Journal も 13 日付け記事<sup>5</sup>で同訴訟<sup>6</sup>を取り上げているところ。本記事によれば、今般の原告の提訴理由として、副長官は、①特許又は商標に関する実務経験無し、②USPTO のような大規模組織のマネジメント経験無し、特許実務に必要な科学技術系単位取得の欠如、③特許又は商標法を主題とした出版物無し、主要知的財産関連団体への未加入、④知的財産問題を扱う委員会スタッフとしての従事経験の無いことを挙げ、米特許法第3条(b)(1)の「専門的な経歴・経験」の要件を満たしていないとの主張と紹介している。

(了)

<sup>1</sup> 2007年5月8日付け知財ニュース「USPTO 副長官、ピーターリン女史が就任」を参照

<sup>2</sup> [http://www.washingtonpost.com/wp-dyn/content/article/2007/07/16/AR2007071601558\\_pf.html](http://www.washingtonpost.com/wp-dyn/content/article/2007/07/16/AR2007071601558_pf.html)

<sup>3</sup> The Deputy Director shall be a citizen of the United States who has a professional background and experience in patent or trademark law. (特許法第3条(b)(1)後段)

<sup>4</sup> プロフィール: [http://www.uspto.gov/biographies/bio\\_peterlin.htm](http://www.uspto.gov/biographies/bio_peterlin.htm)

<sup>5</sup> Vol. 74, No.1826, P305 「Lawsuit Claims PTO Deputy Director Appointment Violates Patent Statute」

<sup>6</sup> Aharonian v. Gutierrez, D.D.C. No. 1:07-cv-01221-JR, complaint 7/9/07